

平成29年 第1回

可茂衛生施設利用組合議会

定例会会議録

平成29年3月3日

◇議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4	選挙第1号	副管理者選挙
日程第5	議案第1号	平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について
日程第6	議案第2号	平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について
日程第7	議案第3号	可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第4号	可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について
日程第9	議案第5号	可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
日程第10	議案第6号	可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について
日程第11	議案第7号	特定事業契約の締結について
日程第12	議案第8号	指定管理者の指定について

◇議員定数 20名

◇出席議員(20名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海老和允君	2番	森弓子君
3番	高木伸二君	4番	澤野伸君
5番	南山宗之君	6番	永松英三君
7番	板津徳次君	8番	佐曾利敏君
9番	佐藤光宏君	10番	佐伯雄幸君
11番	井戸敬二君	12番	福井徳一君
13番	金子政則君	14番	林俊宏君
15番	横家敏昭君	16番	加藤邦之君
17番	今井俊郎君	18番	服田順次君
19番	渡邊公夫君	20番	大沢まり子君

◇説明のため出席した者

管理者	富田成輝君	副管理者	藤井浩人君
事務局長	山本和美君	総務課長	高木秀康君
経営管理課長	若井学君	業務課長	栗畑和重君

裏面続く

◇職務のため出席した事務局職員

財務係長 後藤 益宏
書記 金子 法雄

総務係長 永田 匠

【開会宣言】 午後 2 時 5 0 分

○議長（大沢 まり子 君）

ただ今より、平成 29 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開会いたします。
ただ今の出席議員数は、地方自治法の規定による定足数に達しており、本議会は成立しております。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

本日、ここに平成 29 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、平素から当組合事業の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げ、ご審議をお願い致します案件は、「平成 29 年度市町村分担金」、「平成 29 年度一般会計予算」、「育児休暇等に関する条例の一部改正」、「可茂広域行政事務組合の解散及びこれに伴う財産処分並びに事務承継に関する協議」、「特定事業契約の締結」、「指定管理者の指定」の計 8 件でございます。各議案の詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○議長（大沢 まり子 君）

それではこれより、お手元に配付の議事日程に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

【議席の指定】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第1「議席の指定」を行います。議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、私から、1番「藤井 浩人 君」を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、17番「今井 俊郎 君」、18番「服田 順次 君」のご両名を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第3「会期の決定」を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【副管理者選挙】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第4 選挙第1号「副管理者選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、本組合の副管理者に、1番「藤井 浩人 君」を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、指名いたしました「藤井 浩人 君」を本組合副管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、「藤井 浩人 君」を本組合副管理者の当選人と決しました。

ただ今、副管理者に当選されました「藤井 浩人 君」が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副管理者に当選されたことを告知いたします。

また、本組合の副管理者に美濃加茂市長「藤井 浩人 君」が就任されましたので、組合規約第5条第2項の規定により、美濃加茂市副市長「海老 和允 君」が本組合議会の議員となりました。議席番号は1番といたします。

《 議席の交代 》

○議長（大沢 まり子 君）

それでは、副管理者に就任されました「藤井 浩人 君」から就任の挨拶をいただきます。

○副管理者（藤井 浩人 君）

改めまして、美濃加茂市の藤井でございます。ただ今、可茂衛生施設利用組合の副管理者という大役を仰せつかりまして、大変光栄に存じますとともに、責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでいるところでございます。議員の皆様方のご協力をいただきながら、管理者の富田市長と共に、管内住民の皆様にとって、住み良い環境づくりと、廃棄物の安全かつ適正な処理を目指し、最善の努力を傾注して取り組んでゆく所存でございます。

皆様方の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、就任の挨拶と代えさせていただきます。どうか宜しくお願いいたします。

【議案第 1 号及び議案第 2 号】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第 5 議案第 1 号「平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」及び日程第 6 議案第 2 号「平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」の議案 2 件を一括議題とします。

朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

まず、議案第 1 号「平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」説明いたします。資料 1 の 1 ページをお願いします。平成 29 年度にお願いいたします分担金の金額につきましては、（1）一般管理運営費から（8）建設分担金までの総額 2,522,360,000 円をお願いするものでございます。分担方法につきましては、

ここに記載のとおり（１）一般管理運営費から（４）不燃物処理運営費までにつきましては、人口割 10%、実績割 90%で按分します。（２）のし尿処理運営費には、下水道脱水汚泥の計画搬入量を超過した構成市町村にお願いする超過分の分担金も含めております。平成 29 年度は、美濃加茂市の超過分 16,470,000 円が含まれています。（５）公園管理運営費、（６）研修館管理運営費、（７）斎場管理運営費は、人口割 90%、均等割 10%で按分します。ただし、研修館管理運営費分担金のうち研修館の指定管理料は、20,000,000 円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を管内 10 市町村で人口割 90%、均等割 10%で按分いただき、残額 26,330,000 円については可児市に単独の分担金としてお願いするものです。（８）建設分担金（公債費）については人口割 25%、実績割 75%での按分となっております。この分担金の算出基礎となる人口及び実績は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人口及び平成 27 年度に搬入されました、し尿汚泥、可燃物、不燃物の搬入実績を基にしております。徴収方法におきましては、3 期に分割して各々の期限までによりしくお願いしたいと思います。2 ページは、市町村別分担金額の一覧でございます。また、3 ページから 10 ページまでは、それぞれの分担金について、各市町村別人口割、実績割あるいは均等割金額を掲載しています。11 ページは、平成 28 年度との分担金比較を一覧にしたものでございます。表右下の太字が合計欄となっており、平成 28 年度額に対し全体で 25,298,000 円の減額となりました。市町村毎の分担金合計額につきましても前年度と比較して、可児市、坂祝町が増額、その他の市町村は減額ということになっております。こちらは、以上でございます。

続きまして「平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算」について説明いたします。お手元の資料 2 の 1 ページをお願いいたします。一般会計の予算は次に定めるところによるということで第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 3,198,736,000 円と定めるものです。第 2 条は、新たに債務を負担する行為を定めるものです。第 3 条は、地方債を新たに起債することを定めるものです。第 4 条は、一時借入金の限度額を 200,000,000 円と定めるものです。第 5 条につきましては、人件費の流用ができる事項を定めるものです。

次に、4 ページの第 2 表 債務負担行為をお願いいたします。新火葬場整備運営事業の関係で新たに債務負担行為をお願いいたします。この事業に関しては、このあと議案第 7 号をご審議いただき、議決をいただきますと事業契約が成立し、いよいよ事業が始まります。平成 29 年、平成 30 年度で新火葬場の設計から建設まで行われる中で、P F I 事業者が

行う設計業務や建設業務に関して、組合が実施するモニタリングについて、専門的な視点から各種支援を行う新火葬場設計・建設モニタリング業務を専門の事業者に委託するものです。PFI 事業者に業務を完全履行させるとともに、円滑な事業の推進を図ることを目的として実施するものでございます。期間は平成 29 年度から平成 30 年度まで、限度額を 6,750,000 円とします。今年度予算にも同額をお願いしているところでございます。

次に、5 ページの第 3 表 地方債でございます。新たに地方債の起債をお願いします。起債の目的は、可燃ごみ処理施設長寿命化事業で限度額 323,500,000 円です。この事業は、国の循環型社会形成推進交付金対象事業である長寿命化工事が平成 28 年度で終了しますので、新たに平成 29 年度から交付金対象外の部分の可燃ごみ処理施設の基幹設備の更新整備を引き続き行っていくものでございます。

次に、7 ページ 歳入歳出予算事項別明細書総括表をお願いします。7 ページが歳入、8 ページが歳出となっております。それぞれの合計額は、3,198,736,000 円で、28 年度予算額に対しまして、215,007,000 円、率にして 7.21%の増額となっております。この要因は、第 3 表地方債で説明しました起債借入をすること、これにより、余裕ができる市町村分担金を積立金として財政調整基金に積立てることによるものです。これは、平成 30 年度に一括支払いを予定しております新火葬場建設費で起債充当できない自主財源部分に充てるために準備をさせていただくものでございます。

9 ページをお願いします。歳入歳出それぞれの内容について説明いたします。まず歳入でございます。款 1 分担金及び負担金 目 1 一般経費分担金では、前年度と比較し 25,298,000 円減額の 2,522,360,000 円となりました。各運営費別では、説明欄に記載のとおりで、先ほどご説明しました市町村分担金の内容のとおりでございます。款 2 使用料及び手数料 目 1 衛生使用料は、説明欄に記載の各施設使用料を平成 27 年度実績で勘案し、前年度対比 1,282,000 円減額の 171,769,000 円としました。これは、下水道の普及及びごみ減量に伴う、搬入量の減少を見込んだものです。

10 ページをお願いします。款 3 財産収入 目 1 財産貸付収入は、土地等の貸付け収入として前年度同額の 247,000 円を見込むものとしました。目 2 利子及び配当金は、財政調整基金の利子分としてこちらも前年度同額の 510,000 円としました。これは基金運用利息を見込み、計上したものでございます。款 4 繰入金 目 1 財政調整基金繰入

金は、平成 27 年度において入札差金などにより発生した歳出不用額について、一旦財政調整基金に積立てておいて、予算科目毎に繰入充当するものでございます。前年度対比 19,825,000 円増額の 114,626,000 円としました。款 5 目 1 繰越金につきましては、平成 28 年度予算から公債費の一時借入金利息計上分と予備費の合計額が繰越されると見込んで 4,000,000 円計上をいたしました。款 6 諸収入 項 1 預金利子は歳計現金の運用利息を計上し、前年度同額の 240,000 円とさせていただきます。項 2 雑入は、事業系可燃ごみ袋、資源缶・びん袋の販売代金のほか、鉄類・アルミ類・溶融メタル等の資源売却や発電による売電代金その他の雑入を計上しています。事業系可燃ごみ袋、資源缶・びん袋の販売代金及び売電代金は平成 27 年度の決算実績をベースに見込んでおり、資源売却益については平成 27 年度の決算実績をベースに直近の単価や価格動向などを加味し見込みました。総額では 61,484,000 円で平成 28 年度と比較して 6,262,000 円の増となっております。款 7 組合債は、第 3 表地方債で説明しましたとおりでございます。その下の衛生費国庫補助金については、循環型社会形成推進交付金対象の可燃ごみ処理施設長寿命化工事が平成 28 年度で終了いたしますので、平成 29 年度の歳入予算への計上はございません。以上、歳入についてご説明させていただきました。

続きまして、歳出について説明しますので、12 ページをお願いします。款 1 議会費は、総額 94,000 円で平成 28 年度と同額です。次に款 2 総務費です。12 ページから 14 ページになります。項 1 総務管理費は、総額では 501,548,000 円で、平成 28 年度比で 321,292,000 円の増となっております。大幅増となったのは、さきほどもご説明しました通り、新火葬場建設費用の自主財源分を準備するために積立金を財政調整基金に積み立てるためでございます。その他としまして、職員人件費では、平成 29 年度は 1 名減の 18 名分を計上しております。新火葬場建設業務に従事する職員の異動を見込みまして、職員人件費としては 5,060,000 円の減となっております。その他、委託料は、地下 1 階の見学施設の映像が古くなりまして、現在の状況にあっていない為、新たに施設案内映像作成業務や、防火管理などの業務増などにより約 1,300,000 円増の 13,292,000 円、使用料及び賃借料は複合機や通信機器リースの更新により約 400,000 円の増の 5,950,000 円。また、ささゆりクリーンパークが操業開始いたしまして 18 年が経過することとなりますが、当時購入した公用車を順次更新していきたいと考えてお

ります。平成 29 年度はカローラバン 1 台を軽ワゴン車に買替するために、備品購入費が約 900,000 円増で 1,264,000 円となります。起債に係る積立金を除いた総務費全体としては、前年度より 2,208,000 円の減となっております。14 ページの下段、項 2 監査委員費は、総額 28,000 円で平成 28 年度と同額でございます。

15 ページをお願い致します。次に款 3 衛生費です。項 1 清掃費 目 1 し尿処理費は、15 ページから 16 ページになりますが、総額では 332,903,000 円で平成 28 年度と比較して 5,156,000 円の減となっております。これは第 3 プラントを停止したことから、職員人件費をはじめ需用費等削減に向け事業運営効率化の検討を行い、職員人件費は平成 28 年度比 1 名減の 2 名分といたしまして、6,544,000 円の減としました。また、需用費の光熱水費で 8,875,000 円、委託料の包括的管理業務で 5,955,000 円を同様の理由で減額としております。委託料でございますが、将来、停止いたしました第 3 プラント解体などで高額な工事費用が必要となると予想されることから、解体撤去費を起債対応するために必要となりますインフラ行動計画策定業務に 5,314,000 円を計上しております。委託料全体では、938,000 円減の 190,552,000 円となります。工事請負費は、例年行っておりますプラント設備整備工事で、計画では平成 30 年度に施工予定していた工事のうち、汚泥炭化設備の間接加熱用パイプの腐食が非常に激しいことから、その部分の整備について平成 29 年度に前倒しする為 7,593,000 円増の 75,548,000 円となっております。原材料費についても、更新時期を迎えたプラント整備の為に必要な工事支給品等で 3,665,000 円増の 5,399,000 円となりました。

次に 16 ページから 17 ページ、目 2 可燃物処理費は、総額では 1,745,566,000 円で平成 28 年度と比較して 93,726,000 円の減となっております。職員人件費は平成 28 年度比 2 名増の 9 名分を計上し、10,290,000 円の増となっております。需用費は事業運営効率化の検討の一環として、在庫精査及び運転委託に消耗品を含めるなどの設計変更と薬材使用量削減によりまして、全体で 40,971,000 円減の 272,077,000 円となりました。委託料につきましても、労務単価が増額する状況ではありますが、設計内容を精査することで減額に努めました。さらに平成 28 年度に策定しました可茂地域循環型社会地域計画のコンサル委託料分が減となるため、全体では 7,271,000 円減の 1,020,423,000 円としました。工事請負費では、先程から説明しておりますように、平成 28 年度で、CO₂削減 3%以上が交付条件の循環型社会形成推進交付金の対象工事である長寿命

化工事が完成し、その分は減となりましたが、平成 29 年度は経営計画でお願いしてあります設備更新として、国の交付金対象とならない燃焼用駆動装置交換工事として、13,322,000 円。同じく、ごみクレーンバケット、ホッパーシュート、各種コンベヤ、各種ポンプ、バーナー交換、排ガス設備等、主要設備を更新し施設の長寿命化を目的とした可燃ごみ処理施設長寿命化工事に、342,277,000 円をお願いするものです。工事請負費全体では 54,150,000 円減の 363,719,000 円となっています。原材料費は工事支給品等の増額などで、全体としては 1,331,000 円増の 19,005,000 円となっております。今ご説明しました工事請負費と原材料費の一部を第 3 表でお願いしました地方債の起債対象と考えております。

続きまして、18 ページをお願いします。目 3 不燃物処理費は、総額では 223,214,000 円で平成 28 年度と比較して 2,664,000 円の増となっています。職員人件費は平成 28 年度と同様 2 名分を計上してありますが、1 名定年退職による異動がありますので、1,348,000 円の減となっています。増額となった主なものは工事請負費で、例年行っております不燃施設の設備整備工事は、交換部品の交換サイクルの見直しなどで 4,859,000 円の減としましたが、管理棟 1 階の空調設備がかなり老朽化しており更新工事に 8,374,000 円が必要となったことから、全体で 3,515,000 円増の 84,469,000 円となりました。

19 ページをお願いします。目 4 公園管理費につきましては、総額では 16,025,000 円で平成 28 年度と比較して 575,000 円の増となっています。増となった主な要因は、樹木管理業務の委託料が労務単価増にともない増額となったためでございます。目 5 研修館管理費につきましては、総額では 55,398,000 円で、平成 28 年度と比較して 2,386,000 円の減となっています。この主な要因は、前年度に比べ空調工事箇所の減少により、工事請負費が減になったためです。

続きまして、項 2 斎場費 目 1 斎場管理費につきましては、総額では 105,959,000 円で平成 28 年度と比較して 8,257,000 円の減となっています。職員人件費は平成 28 年度と比較し新火葬場建設業務増により、1 名増の 3 名分を計上し、4,328,000 円の増となっています。減額となった主なものは新火葬場関連の委託料で、20 ページになりますが、平成 29 年度新たに設計・建設モニタリングと直接協定モニタリング業務委託、あわせて 12,690,000 円を計上しておりますが、平成 28 年度までに行

った各業務委託が完了したため、差額分 15,841,000 円が減額となりました。現施設分の委託料についても、4,091,000 円の減となり、委託料全体では、19,932,000 円減の 52,325,000 円としました。21 ページをお願いします。現行火葬場の工事を必要最小限にとどめたことで、工事請負費が 1,225,000 円減の 2,398,000 円となっています。また、平成 29 年度新たに新火葬場への上水道引き込みのため、美濃加茂市へ支払う負担金 9,831,000 円を計上しております。

款 4 公債費につきましては、緑ヶ丘クリーンセンター汚泥再生処理施設の建設のために平成 13・14・15 年度に借り入れました起債償還分 214,001,000 円と一時借入用の利息 2,000,000 円でございます。款 5 予備費は、平成 28 年度と同額の 2,000,000 円を計上しております。

続いて 22 ページより給与費の明細書です。1 の特別職につきましては、長等 2 名、議員 20 名、その他 2 名がありますが、その他の方は、新火葬場の選定が終了しまして選定委員さんの数が減りまして、監査員さん 2 人となっています。下の 23 ページで 2 の一般職につきましては、平成 29 年度は平成 28 年度と比較しますと 1 人増員で、34 人ということをお願いします。新規採用職員が 1 人で、再任用職員 2 名を含みます。給与、職員手当の増減につきましては、主に人事院勧告に伴うものや昇給昇格、職員異動等によるものでございます。とびまして 28 ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。平成 28 年度までにご承認いただいた 4 件に加えまして、調書一番下段に冒頭に説明した新火葬場設計・建設モニタリング委託料について債務負担行為をお願いしております。また、その上でございますが、新火葬場整備運営事業は、契約額が確定しましたので、債務負担行為の基礎額を変更すると共に、財源内訳の地方債の部分を 3,257,600,000 円から 1,923,100,000 円に減額しております。契約額の減額及び起債可能額が当初より減額となりましたので変更しました。29 ページは、地方債の現在高及び見込みに関する調書でございます。平成 29 年度中の起債見込みは 323,500,000 円でございます。従いまして平成 29 年度末現在高は 403,398,000 円の見込みとなります。

以上、「平成 29 年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案2件のうち、まず議案第1号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号「平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について」は、原案のとおり決しました。

【議案第3号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第7 議案第3号「可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書3ページをお願いします。「議案第3号 可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

次ページをお願いします。組合の例規について内容の総点検を進めておりましたところ、平成11年にささゆりクリーンパークが供用開始するときに制定されましたこの条例の中の、育児休暇という表現が誤っていることが分かりました。今回、この部分を育児休業へ訂正させていただき改正をします。併せまして、この条例を制定する前まで適用していた平成4年制定の同条例について廃止手続きがされておりましたので今回、改正附則で廃止手続きをさせていただきます。条例施行は、公布の日からとさせていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案第3号「可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号「可茂衛生施設利用組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

【議案第4号、議案第5号及び議案第6号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第8 議案第4号「可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について」、日程第9 議案第5号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」及び日程第10 議案第6号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について」の議案3件を一括議題とします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書5ページをお願いします。議案第4号「可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について」説明いたします。平成7年4月1日に設立された可茂広域行政事務組合は、その役割を終えたものとして、平成29年3月31日を限りに解散することとして関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて議会の議決を求めるも

のでございます。

次ページ、6ページをお願いします。議案第5号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」説明いたします。可茂広域行政事務組合の解散に伴い、組合の保有する財産の処分の方法を関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、議会の議決を求めるものです。可茂広域行政事務組合の保有する基金のうち、可茂ふるさと基金は、現在の残余额48,080,000円が岐阜県からの出資分のみとなっておりますので、岐阜県ふるさと市町村圏基金造成費補助金交付要綱に基づき、基金の全額を岐阜県に返還します。財政調整基金の額は、平成29年3月の時点で3,979,057円となり、この残額を関係市町村が毎年度納付をします分担金額の算出の方法を用いまして、議案書7ページにありますように、関係市町村への分配金を算出し、全額を分配いたします。

次に、8ページをお願いします。議案第6号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について」説明いたします。可茂広域行政事務組合の解散に伴い、組合が執り行っておりました事務について解散後の承継の方法を定めるための関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。可茂広域行政事務組合が担っておりました公平委員会の事務は、平成29年4月1日に設立されます可茂広域公平委員会が執り行っていくこととし、それに伴いまして組合の保有する公用文書のうち、公平委員会に関するものについては、可茂広域公平委員会に承継をします。その他の文書は、美濃加茂市が引き継ぐこととします。歳計現金は、現在執行しています平成28年度予算の収支を確定しまして、その残余金額について、構成市町村が納付しておりました分担金の算出の方法を用いまして、分配金を算出し構成市町村に対して分配いたします。解散した組合の決算は美濃加茂市が調整し、審査及び認定は、関係市町村及び関係一部事務組合がそれぞれ行います。解散に伴い組合の収支は、その解散の日をもって打ち切られることとなります。組合の精算に係る収支決算と、平成29年3月31日の時点での未収金及び未払金に関する事務等についても美濃加茂市が承継することとするものでございます。

以上でございます、ご審議のほどよろしくお願い致します

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案3件のうち、まず議案第4号「可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号「可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」は、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について」は、原案のとおり決しました。

【議案第7号及び議案第8号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第11 議案第7号「特定事業契約の締結について」及び日程第12 議案第8号「指定管理者の指定について」の議案2件を一括議題とします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書10ページをお願いいたします。議案第7号「特定事業契約の締結について」を説明いたします。本案は、昨年12月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条の規定に基づく民間事業者の選定を行い、今年1月に選定結果等の詳細を公表しております可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業につきまして、特定事業契約を締結するものでございます。入札は、総合評価一般競争入札で行い、可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会の審査を経て、応募2グループのうち、最も優れた提案を行った大日本土木株式会社を代表企業とする大日本土木グループを落札者として決定いたしました。当該グループが今年の1月18日に設立いたしましたPFI事業を実施するための特別目的会社である「PFI可茂サービス株式会社」と特定事業契約を締結するものでございます。契約金額は5,534,288,327円で、消費税が含まれております。この金額に事業契約約款の定める方法により算定した金利変更及び物価変動による増減額とこの増減額に係る消費税分と

消費税率変動による増減額が発生した場合はこれらを加算した額とさせていただきます。契約の期間は平成 46 年 3 月 31 日まででございます。なお、本件は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、ご提案させていただきます。

続きまして、右ページをお願いします。議案第 8 号「指定管理者の指定について」を説明します。本件は、平成 31 年 4 月から供用を開始する予定の新火葬場、可茂聖苑の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものでございます。指定管理者は、先の 12 月議会で議決していただきました「可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の附則第 2 項の規定によりまして、議案第 7 号で説明しました P F I 事業者の「P F I 可茂サービス株式会社」といたします。指定の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 46 年 3 月 31 日までの 15 年間とするものでございます。

以上でございます、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、議案 2 件のうち、まず議案第 7 号「特定事業契約の締結について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 7 号「特定事業契約の締結について」は、

原案のとおり決しました。

次に、議案第8号「指定管理者の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり決しました。

【議了宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

ただ今は、可茂衛生施設利用組合がご提案申しあげました案件につきまして、ご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。

廃棄物の安全かつ適正な処理を目指して、今後とも、地元のご理解をいただきながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、組合事業を推進してまいりたいと存じます。

なお、新火葬場整備運営事業につきましては、本日の議決をもって事業契約が成立いたしましたので、基本設計、実施設計を経まして、本年12月頃に工事着工の予定で進めてまいります。

皆様方の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【閉会宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

これをもって、平成 29 年第 1 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を閉会いたします。

【閉会】 午後 3 時 4 1 分